

遺族年金継続給付の手取り額試算

2025年6月30日

大和総研 金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

2025年6月13日に成立した年金改正法では、配偶者に支給する遺族厚生年金につき、1989年度以後生まれの世代において、子がない妻や、子が18歳になった後について「配偶者死亡、または子が18歳に達する日のいずれか遅い日」から5年経過後は、「継続給付」に切り替える。

「継続給付」では、一定所得以下の者等に対して支給されることとされており、給与所得者の年収に応じ、実際の支給額がどの程度になるか試算した。

(本資料は、2025年6月11日に参議院厚生労働委員会に提出した参考人資料につき、「現行法」⇒「現在」、「法案」⇒「法律」等の読み替えを行ったものである)

【試算の前提】

遺族厚生年金年額：現在は45万円（改正後では有期給付加算がつき、60万円）、扶養親族なし、健保・厚生年金に加入の給与所得者、税制・社会保険料は2025年のものを用いた。

中高齢寡婦加算がつく場合は、62万円（2025年度老齢基礎年金満額の3/4相当）とした。

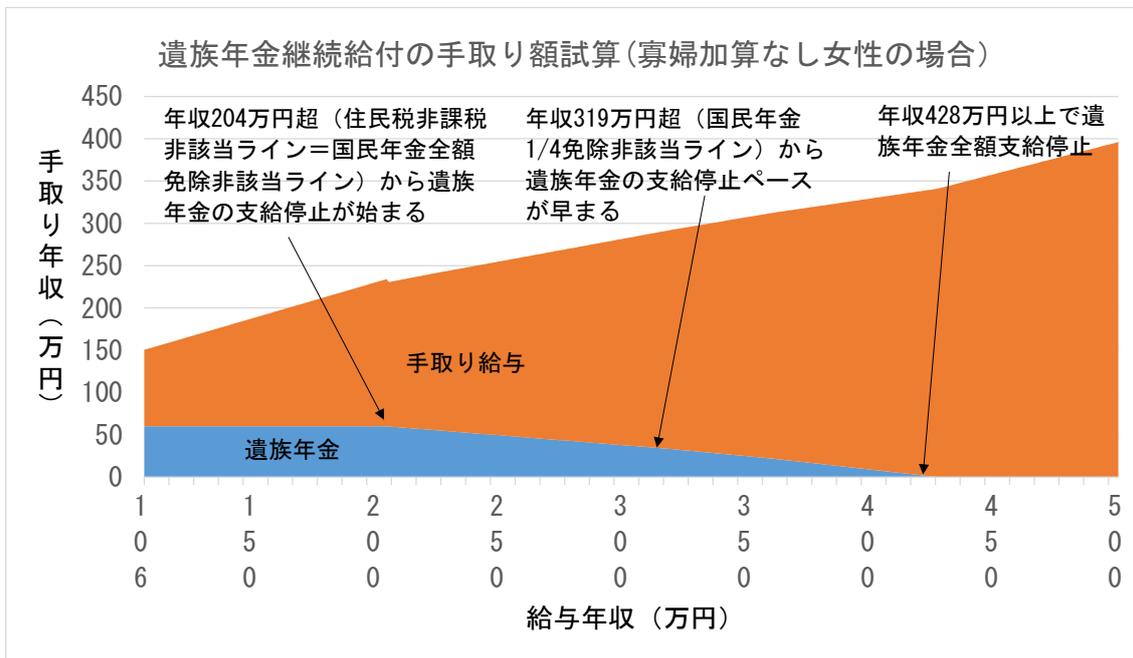
法律には、継続給付の遺族年金の支給停止基準額について

第1所得基準額（これを超えたら超過分の1/3支給停止）…国民年金保険料全額免除基準を勘案して政令で定める額

第2所得基準額（これを超えたら超過分の1/2支給停止）…国民年金保険料1/4免除基準を勘案して政令で定める額、

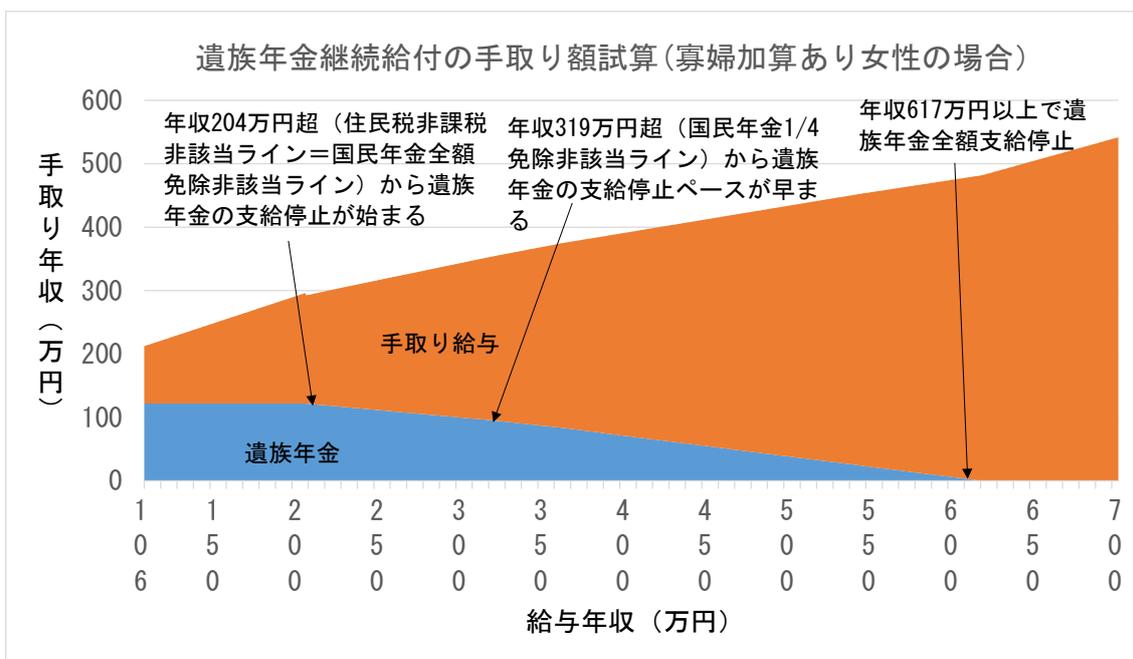
とあるが、試算では、これらにつき、国民年金保険料全額免除基準および国民年金保険料1/4免除基準そのものを用いた。

【子のない30～39歳女性が遺された場合（中高齢寡婦加算なし）の試算結果】



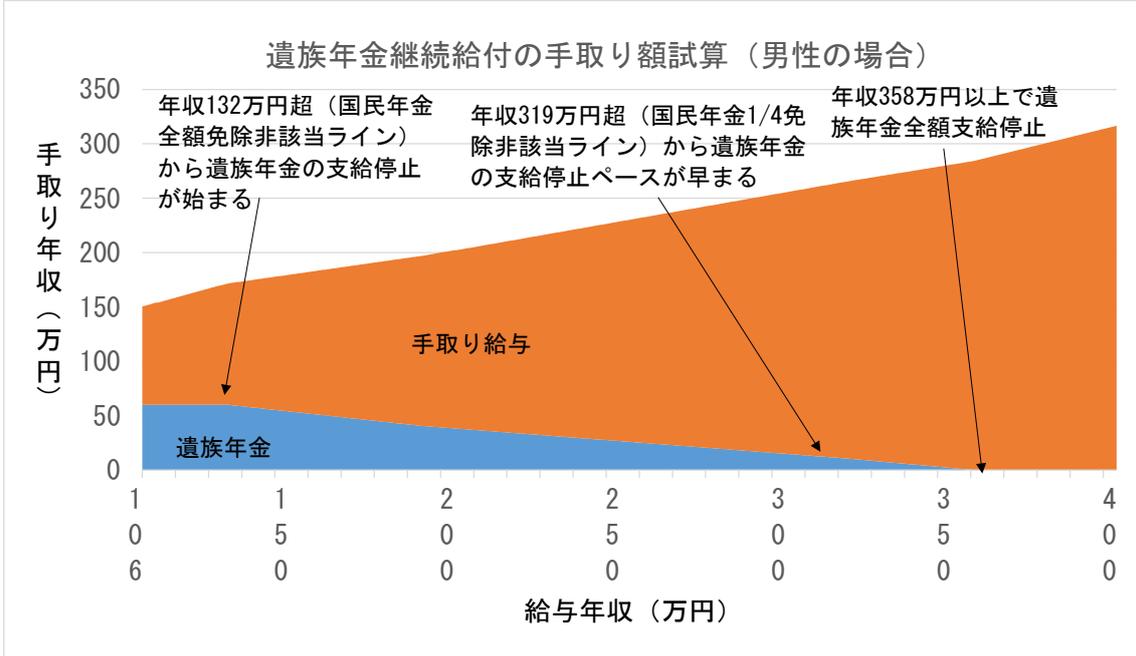
・女性の場合、寡婦に対する住民税非課税制度があるため、男性よりも国民年金全額免除が適用される所得が高く設定されており、年収204万円までは遺族厚生年金（継続給付）が全額支給され、年収427万円までは遺族厚生年金（継続給付）が一部支給される。
 ※中高齢寡婦加算は段階的に縮小されるため、2053年度以後は女性全体がこの姿になる。

【子のある女性 or 40歳以上女性が遺された場合（中高齢寡婦加算あり）の試算結果】



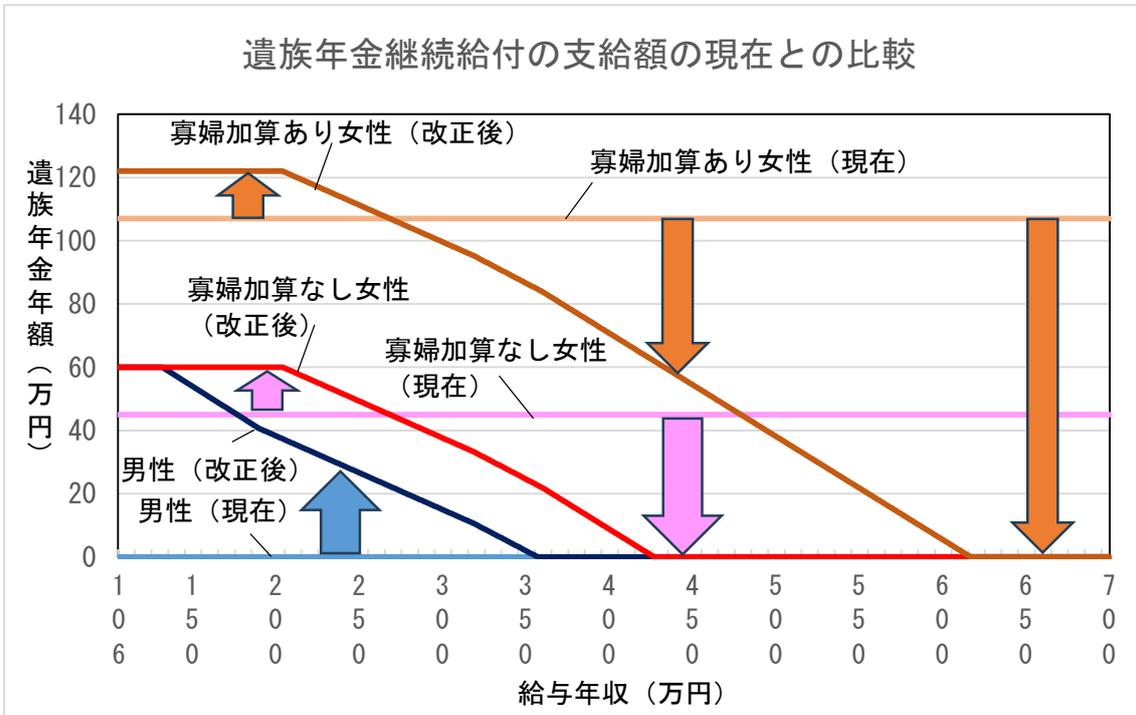
・この場合は、年収616万円まで遺族厚生年金（継続給付）が一部支給される。

【男性が遺された場合の試算結果】



・男性の場合、年収132万円までは遺族厚生年金（継続給付）が全額支給され、年収357万円までは遺族厚生年金（継続給付）が一部支給される。

【現在との比較】



・全体としては、男女差を縮小しつつ、所得が低く、遺族年金の必要性が高い者に対する給付は手厚くなる一方、自立できるだけの所得がある者に対する給付は減額・不支給とする内容になっている。

(男性遺族および中高齢寡婦加算なしの女性遺族について)

・現在では配偶者死亡時 55 歳未満の夫には遺族厚生年金がまったく支給されないが、改正後は夫にも配偶者死亡後 5 年間は遺族厚生年金が支給され、かつ、5 年経過後も年収 357 万円以下であれば遺族厚生年金が（一部でも）継続支給される。

・現在は配偶者死亡時 30 歳以上の妻には（年収 850 万円以上である場合を除き）遺族厚生年金が終身支給される。改正後は、配偶者死亡後 5 年間は、「有期給付加算」により遺族厚生年金額が現行より増額される。さらに、配偶者死亡 5 年経過後も、年収 268 万円以下であれば、現在よりも多い遺族厚生年金が継続支給される。年収 269 万円～427 万円であれば、現在よりも少なくなるが遺族厚生年金が継続支給される。年収 428 万円以上であれば、遺族厚生年金は不支給となる。

(中高齢寡婦加算ありの女性遺族について)

・中高齢寡婦加算を含めた遺族厚生年金の金額が多いため、制度改正後すぐに夫が死亡したケースについては、年収 616 万円まで遺族厚生年金の継続支給が行われる。

・年収 616 万円という水準は、給与所得者の平均年収の 460 万円（国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」による）を上回っており、社会全体で負担する厚生年金保険料によって支えられるべき対象としては疑義がある。ただし、現在は、夫の死亡時妻が年収 850 万円未満である場合は、中高齢寡婦加算を含めた遺族厚生年金が妻に支給されることとなっているため、現在よりは、必要性に応じた給付に近づく改善となっている。

・2028 年度から 2053 年度において、25 年かけて段階的に中高齢寡婦加算の金額が引き下げられていくため、遺族厚生年金が一部支給されることとなる上限年収も段階的に下がっていき、徐々に女性全体の遺族厚生年金の支給額が「中高齢寡婦加算なしの女性遺族」の形に近づいていく。

【以上】